

## 学校感染症等に係る登校に関する意見書

大阪府立四條畷高等学校 年 組 番 名前

下記の疾病により、感染症予防上必要と認める期間の登校を控えてください。

## 1. 疾病名

(1) 百日咳	(2) 麻疹	(3) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	(4) 風しん
(5) 水痘(みずぼうそう)	(6) 咽頭結膜熱	(7) 結核	(8) 髄膜炎菌性髄膜炎
(9) その他( )			

## 2. 登校を控えることが必要な期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

## 3. その他特記事項

--

令和 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則より)

種類	病名	出席停止期間の基準
2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	病状(症状)により学校医その他の医師において
髄膜炎菌性髄膜炎		
3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など	感染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルスなど)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など	出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。 <u>*直ちに出席停止とはならないが、状況によっては遑って出席停止とすることがある。</u>